

# 平成 23 年度事業計画

財団法人日本海事センターは、海事社会の中核的なシンクタンクを目指し平成 19 年 4 月に発足、これまで海事産業界、行政機関及び研究機関の連携に貢献するとともに、海事社会の抱える様々な課題の調査研究等に取り組んできた。

平成 23 年度は発足 5 年目の節目を迎えることから、これまでの活動成果を十分踏まえつつ、海事社会のニーズを的確に把握し、シンクタンク独自の視点及び手法による調査研究活動等を実施する。

## I. 調査研究及び政策提言事業等

### 1. 海運問題研究会の個別委員会等の活動

海事社会の抱える様々な課題や国際会議への対応について、海事産業界、行政機関及び研究機関が連携し、検討する場として機能する。

#### ① IMO 法律問題委員会

国際海事機関（IMO）第 98 回法律委員会（平成 23 年 4 月、ロンドンで開催予定）への対応について検討する。

#### ② 油濁問題委員会

国際油濁補償問題に対応するため、これら問題を審議する国際油濁補償基金（IOPCF）総会等（平成 23 年 7 月及び 10 月、ロンドンで開催予定）への対応について検討する。

#### ③ 海運経済問題委員会

平成 20 年 10 月、EU によって海運同盟に対する競争法適用除外制度が廃止されたことから、その後の海運市場の状況を把握するとともに、適用除外制度廃止による影響分析を行う。また、各国の競争法に関する動向についても継続的に状況把握を行う。

#### ④ 船員問題委員会

「外国海技資格受有者に対する承認に関する調査」のフォローアップの観点から必要な調査研究を実施する。また、近年の海上荷動き量の変化を踏まえた船員需要予測に関する調査研究を実施する。

#### ⑤ 環境問題委員会

IMO 海洋環境保護委員会（MEPC）で審議されている国際海運からの温

室効果ガス（GHG）排出削減手法のあり方について、各国の海運業界に公平であり、かつ、GHG削減効果が期待できる経済的手法の導入に向け、必要な検討を行う。

## 2. 国際会議等への参画

日本の海事社会の国際活動に貢献し、最新の海外動向の把握、諸外国シンクタンク等とのネットワークを構築するため、国際会議等に積極的に参画する。

### ① 国際会議

国際海事機関（IMO）法律委員会、海洋環境保護委員会、国際油濁補償基金（IOPCF）総会、国際労働機関（ILO）等の海事関係国際会議への対応について海運問題研究会・個別委員会の場で検討するとともに、政府代表団メンバーの一員として会議に参画する。

### ② 国際フォーラム等

海事関係の各種国際フォーラム等へ積極的に参画し、諸外国関係者とのネットワーク構築、最新の海外動向の把握に努める。

## 3. 各種調査研究・分析事業

海事社会のニーズに基づき重点テーマを設定し、シンクタンク独自の視点及び手法による調査研究・分析事業を推進する。

### ① 諸外国における海運関係施策に関する調査研究

外航海運は、厳しい自由競争下で活動を行っている。これに対し諸外国では、自国海運の国際競争力を強化するため、様々な施策を積極的に取り入れ進化させている。我が国海運業が、このような自由競争下で他国の海運業と競い、成長していくためには、国際競争条件の均衡化が不可欠である。そのため、諸外国が採用している海運に関する各種施策について調査研究を実施する。

このうち、特に国土交通省海事局で平成24年度税制改正要望に向けて検討が開始される「トン数標準税制の拡充」については、諸外国政府及び海外の主要海運企業の動向把握を最重要調査項目と位置付け、早急に調査していく予定である。

### ② 日本籍船増加施策等に関する調査研究

平成22年5月にとりまとめられた国土交通省成長戦略会議報告書では、「日本籍船を中心とした日本商船隊の競争力強化」が重要項目として挙げられている。また、これを達成するための規制改革検討リストも作成されており、現在、国土交通省海事局にて個別検討が進められている。

本調査研究では、国土交通省が実施する規制緩和内容について、国際競争力強化という観点から、諸外国海運業と日本の海運業の利便性比較などを行い、総合的に検証していくこととする。

さらに、我が国海事クラスターの維持・拡大の観点から、日本の海運業と造船業とが密接な関係を維持していくために必要な施策についても検討を行う。

### ③ コンテナ輸送統計（PIERS）速報及び分析

日本・アジア／米国間のコンテナ貨物の荷動き量につき、米国 Commonwealth Business Media 社が集計している米国主要港湾の通関統計（PIERS）を基に、そのデータを加工分析した速報値を毎月発表する。また、2011年上半期及び下半期ベースでのデータ分析も実施する。

### ④ 海に関する国民の意識調査

国民の海に関する意識の現状を把握し、今後の海事思想の普及に向けた糸口を探るため、全国男女1,000名を対象とした「海に関する国民の意識調査2011」を実施し、今後の海事人材育成の推進に向けた方策を探る。

### ⑤ その他の調査研究・分析事業

上記の各種調査研究・分析事業の他、世界経済・社会の急速な変化に対応して海事社会が必要とする新たなテーマ（シップリサイクル条約への対応、拡大するアジア市場における我が国海運企業の対応、船員税制の創設検討等）についても、速やかに取り組む。

## 4. 外部機関等との連携

効率的な調査研究の実施、シンクタンク機能のレベルアップを図るため、外部機関等との積極的な連携を図る。

### ① 世界海事大学（WMU）等との連携強化

世界海事大学（WMU）及び国立大学法人神戸大学と締結した連携協定に基づき、共同での調査研究を推進する。

### ② 各種研究機関との新たな連携

シンクタンク機能のレベルアップを図るため、国内外の各種研究機関との新たな連携の枠組みについて模索する。

### ③ 海事アドバイザー制度の創設（新規）

長年海事関係の業務に携わり、貴重な経験や意見を持つ海事関係OB等をアドバイザーとして積極的に活用し、各種調査研究の深度化を図る。

## 5. フォーラム・講演会等の開催

各種調査研究成果、海事関係情報について、海事関係者のみならず広く一般の方々にも紹介するフォーラム・講演会等を開催する。

### ① 海事立国フォーラム

海事関係の主要テーマにつき、海事関係者のみならず広く一般の方々も参加できる「海事立国フォーラム」を年2回程度開催する。

平成23年4月にはIMO海賊対策の年をテーマとした第10回海事立国フォーラム in 東京2011を、7月には海フェスタに関連して第11回海事立国フォーラム in 広島2011（予定）を開催することとしている。

### ② 各種講演会

国内外の海事関係要人を招き、最新テーマに関する講演会を開催する。

## 6. 図書、資料等の刊行及び各種情報発信

各種調査研究成果、資料データ等をとりまとめ、刊行するとともにホームページを活用し情報発信するなど、将来の海事社会の研究に貢献する。

### ① 図書、資料等の刊行

日本国政府のILLO海事労働条約批准に伴い、関連する各種ガイドラインの仮訳を作成し、必要に応じて発行する。また、(財)日本海事広報協会が毎年発行している「SHIPPING NOW 2011-2012（データ編）」の制作協力を行う。

各種調査研究成果について、研究成果報告書としてとりまとめ、刊行する。

### ② ホームページ等を活用した情報発信

閲覧者の利便性を高めるため、ホームページの全体リニューアルを実施し、「JMC海事データベース」の海上輸送情報や諸外国の海運情報など、掲載内容の充実を図る。

また、調査研究成果として作成した報告書等については、各種研究発表会等を通じて広く一般に紹介するとともに、ホームページ上でも検索・閲覧できるよう整備を推進する。さらには、過去実施してきた各種調査研究報告書等をPDF化し、隨時ホームページ上に掲載していくこととする。

平成20年4月に開設した「海の仕事.com」及び平成20年12月に開設した「マリタイム・ブリッジ」については、その管理・運営を継続する。

### ③ 定期刊行物への寄稿

身近な視点から海事問題を解説する日本海事新聞「海事ウォッチャー」欄に、

月1回ペースで寄稿を行う。その他の定期刊行物においても、海事関係条約の国際動向、コンテナ輸送統計（PIERS）速報等に関する寄稿を行う。

## II. 海事図書館の管理、運営事業

### 1. 海事図書館の活動

将来の海事社会を担う人材の活動を長期的に支えていくため、海事図書館機能の充実を図る。

#### ① 図書検索機能の強化及び情報データベースの拡充

利用者の利便性向上を図るため、ホームページ上の図書検索機能の強化、主要雑誌掲載記事情報データベースの拡充及び資料のデジタル保存などを推進する。

#### ② 「海事図書館利用ガイドブック」の改訂

平成19年度に作成した「海事図書館利用ガイドブック」を改訂する。ガイドブックは、図書・統計資料・雑誌等の概要や配置一覧、蔵書検索の具体的な方法、特定テーマの調べ方ガイド等を取り纏めているが、作成から3年経過して変化した箇所の修正、及び、さらなる情報の追加を行い、館内に配置とともにホームページ上でも閲覧できるようにする。

## III. 海事関係公益活動支援事業

海事関係公益諸団体による海事法制、海事労働、航行安全及び海事思想の普及等の公益活動に対し、資金面の支援を行う。

(財) 日本海法会

(財) 日本船員福利雇用促進センター

(財) 海技教育財団

船員災害防止協会

(財) 海技振興センター

(社) 日本海難防止協会

(社) 東京湾海難防止協会

(社) 神戸海難防止協会

(社) 西部海難防止協会

(社) 伊勢湾海難防止協会

(社) 日本海海難防止協会

(社)瀬戸内海海上安全協会

(社) 日本水難救済会

(財) 海難審判協会

- (財) 海上保安協会
- (財) 日本海事広報協会
- (社) 日本海洋少年団連盟
- (特) 海の達人 (NPO)

#### IV. 海事センタービルの管理、運営事業

海事関係諸団体による公益事業展開の拠点としての役割を担う海事センタービルについて、その適切な管理、運営に努める。

#### V. 融資事業

海事関係諸団体に対し、当該団体が行う重要な施設又は設備の取得又は更新若しくは改良に要する資金の融資を行う。